

2018年11月22日

広島大学長
越智光夫殿

広島大学職員就業規則の改定案等に対する意見書

この度、大学側より示された職員就業規則の改定案等について、練習船豊潮丸事業場の労働者の過半数を組織する組合の代表者として、以下、意見を述べます。

1. 人事院勧告への対応について

本来、独立行政法人である広島大学は自主的・自律的な労使関係の下で給与等の労働条件を主体的に決定すべきであり、大学自らが主体的に改定案を作成することを要望します。特に、「人事院勧告」を事実上引き写す給与の改定は、「人事院勧告」の基礎となっている調査のサンプル数の少なさや、業種の違い等から、広島大学職員の給与の決定としてはふさわしくなく、職員の利益が著しく損なわれていると考えます。それゆえ、「人事院勧告」を基礎とした給与の改定には基本的に反対です。このことを前提として以下を述べます。

(1) 本給、諸手当、業績手当について

今回の改定については、本給、初任給調整手当、勤勉手当のそれぞれの引上げであり、引上げ自体には賛成です。しかし、勤勉手当の優秀者適用者数の財源として各職員からの0.03か月分控除することについては、この間大学は、教職員のモチベーションアップのためと評価制度の改革を次々遂行されており、これもまたその一端と考えますが、優秀者への金銭的インセンティブは職場内に過度な競争と断絶を生む一因にもなりますので基本的に反対であることを申し添えます。働く現場において金銭的以外にもモチベーションを生む工夫や環境づくりを図られることも求めます。

(2) 契約職員について

「雇用契約（年度）期間中であるため、改正は行なわない」という大学提案については、2019年1月に4月改定を目指し、組合と交渉とのことですので、ひとつ前進と考えます。また、契約職員への一時金の支給については、今後、一年限りの措置ではなく、恒常的な一時金支給が行われることを望みます。なお、支給実績の報告を4月中旬までに求めます。

(3) 年俸制職員について

大学は年俸制職員への移行を推奨しているにもかかわらず、年俸制職員への給与改

定は昇級もしくは降級以外にはないとしています。そうではなくベースアップの月給制職員との不公平感が無いように年俸制職員に対しても月給制職員と並行して本給表の改定を求めます。

2. 広島県の最低賃金改定への対応について

10月1日から広島県の最低賃金が26円引き上げられて844円となったことから、それを下回ることになる契約職員の契約病院調理員1号俸、非常勤職員のフェニックス・ティーチング・アシスタント、及び事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員又は臨時用務員の時給額をそれぞれ改定するとの提案です。最低賃金より低い給与を改定することは当然ですが、このことにより、特に契約職員は各号俸間だけではなく、これまで各々差を設定されていた職種間の時給の差が近接してきております。給与の差は、職務経験の差や職務内容の差に基づいていたわけであり、契約・非常勤職員全体のスライド的引き上げを求めます。このことは昨年も主張しており、広島大学が有能な職員を継続して雇用するためにも、引き続き大学側の真剣で迅速な対応を求めます。

3. Special Professor 及び Splendid Professor について

「Special Professor 及び Splendid Professor」の2つの職名を新設し、その労働条件等について申合せをするものでありますが、その職名、及び労働条件双方において反対です。

職名については前回の意見書において各地区代表者が反対理由を述べており重複するため省略しますが、今回の団体交渉、及び意見聴取において、労働条件について労働者側から多くの反対や意見が発せられました。しかし、そこに耳を傾けることなく当初案を固持する大学の進め方に懸念を示すとともに、速やかに当該制度を撤廃することを求めます。

本制度は従来、客員教員が担ってきた非常勤による授業科目を当該新職名により、金額も約半額の2,500円で担当させるものですが、同一労働同一賃金の観点から、また職名のすり替えによる不利益変更逃れという手法からも賛同できません。

なお、大学の最終案において、原則として客員教員として雇用し、希望者のみ新職名とその待遇によって雇用することとされています。これは Special Professor あるいは Splendid Professor での雇用を希望されない方々には、例年と同様に客員教員として契約していただけるとのことですが、現場での運用において、該当者への周知が公平に正確に行なわれるかどうかという点も懸念があります。

以上

広島大学練習船豊潮丸事業場
広島大学教職員組合
執行委員長 丸田孝志